

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の目標を達成していくためには、市民、ボランティア、事業所、社会福祉協議会、行政などがお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的、長期的な視点から各目標に取り組み、協働し活動を推進することが重要です。

(1) 地域・市民の役割

地域の一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚をもち、「自助」地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加し、「共助」ある時は隣近所と協力し、事業者からの情報、サービスの提供を受けながら目標に向かって取り組んでいくことが求められます。

(2) 事業所・各種団体の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、サービスの提供及び参加、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。また、地域福祉ニーズに基づく新たなサービスや住民福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められます。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進していくことを目的とする団体として設置されている社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。

総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、小地域ネットワーク活動、地域の実情に応じたサービスや支援などを、今後さらに地域に密着し活動を行っていくためには、「共助」のための福祉組織づくりを推進し、地域力の向上に寄与していきます。

(4) 市の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する南国市社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携、協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。さらに、地域福祉への住民参加を促進し、地域福祉活動拠点の整備に関する支援や情報提供の充実に努めます。

2 計画の評価及び改善

本計画は、地域の人、地域活動を支える自治会や各種団体、ボランティア・NPO、福祉サービス事業者、南国市社会福祉協議会及び行政などが連携し、着実に推進していきます。このため、計画の進行管理については、庁内関係各課で構成する「南国市地域福祉計画事務局会」と、住民・関係団体・市などで構成する「南国市地域福祉計画検討委員会」において、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら、推進体制の整備と本計画の周知及び進行管理、評価・見直しを行っていきます。

なお、特に地域の実情や特色を考慮した状況の把握を必要とする項目については、住民の積極的な参画を得て、地域ごとにそれぞれ点検・評価を行っていきます。

「計画の評価及び改善方法」

